

[記入例]

字 削除 **新郷**
字 加入 **戸来**

No. _____

農地法第5条の規定による許可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 青森県知事

申請者	住 所	職 業	氏 名	印
譲受人	新郷村大字〇〇字〇 × 番地	農業	新郷 太郎	新郷
譲渡人	新郷村大字〇字〇 × × 番地	農業	戸来 二郎	戸来

下記によって転用のため農地 ~~(採草放牧地)~~ の権利を ~~設定~~ (移転) したいので農地法第5条の規定によって許可を申請します。

1. 許可を受けようとする土地の所在等

(市町村名) 新郷村			地 目		面 積	利用状況	10a 当たり普通収 穫高	耕作者氏名	市街化調整区域その他の区域の別
大字	字	地番	登記簿	現況					
〇〇	△△	×-×	畑	畑	500 m ²	野菜	kg	戸来二郎	
計			500 m ² (田	m ² ・畑	500 m ² ・採草放牧地	m ²)			

2. 転用計画

(1) 転用の目的	用 途	権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細									
	住宅建築	住宅を新築し、借家住まいを解消する。									
(2) 事業の操業期間又は施設の利用期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日から 永久 年間										
(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期 (着工平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで)				第2期 (着工 年 月 日から 年 月 日まで)			合 計		
		名称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成			500 m ²			m ²			500 m ²	
	建築物	住宅・欄	2	130 m ²			m ²	2	130 m ²		
	小 計										
	工作物										
小 計											
計		2	130	500				2	130	500	

3. 契約の内容

権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定移転の時期	権利の存続期間	その他
所有権	設定・ 移転	許可次第	永久	売買

字 削除
字 加入



4. 資金調達についての計画

自己資金〇〇〇万円、銀行借入〇〇〇万円

5. 転用することによって生ずる付近の農地、作物等への被害防除施設の概要

**汚水及び排水は合併浄化槽で浄化後、浸透柵で処理します。
また、周囲の農地に被害を及ぼさないよう十分注意します。**

6. その他参考となるべき事項

都市計画法第 29 条の開発許可及び同法第 43 条の建築許可を要しないものである。

法第 29 条第 号該当 法第 43 条第 1 項第 号該当

都市計画法第 29 条の開発許可を要するものである。 法第 34 条第 号該当

記載注意

- (1) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- (2) 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載する。
- (3) 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたる場合等で、工事期間が区分できるときは工事計画を期別に記載する。

指令第 号

農地法第 5 条第 1 項の規定により次のとおり条件を付して許可します。

平成 年 月 日

青森県知事 三村 申吾

許可の条件

- 1. 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- 2. 事業完了後は、その旨速やかに報告すること。

[教 示]

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に青森県知事に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分についての異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となります。）、提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、①異議申立てがあった日から 3 か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

注 意 事 項

申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第 51 条第 1 項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等をとるべきことを命ずることがあります。